

り災証明書

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2162

各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家（居住のために使っている建物）の被害程度を証明するもので、被災者からの申し出により、住家の被害状況の調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明するものです。り災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部破損」の判定をします。

家財道具や門柱、門扉などの外構部分は、り災証明書の対象外です。

◆持参するもの

印鑑、身分を証明するもの

◆申込

税務課（市役所本庁舎3階）
または各総合支所市民税務課



り災証明書発行に伴う家屋調査

被災証明書

☎ 税務課家屋担当 ☎ 23-2162

住家以外の建物や家財道具、門柱、門扉などの被害について、被災写真等に基づき被災証明書を発行します。被災証明書は、地震災害の事実を証明する書類です。また、高速道路の利用料の免除が受けられます。

※高速道路無料措置に伴う被災証明書の発行を希望する人で被災写真がない場合は、その旨を申し出てください。

◆申込

税務課（市役所本庁舎3階）または各総合支所市民税務課

◆持参するもの

印鑑、身分を証明するもの、被災写真2～3枚程度

義援金の配分

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

全国から寄せられた義援金を被災者に配分するための支給申請を受け付けています。

2級程度の障害を受けた人および1カ月以上の負傷を負った人など

◆対象となる世帯

①住家被害世帯（り災証明書により半壊以上の被害を受けた世帯）

④高齢者・障害者施設入所者など（大規模半壊以上の被害を受けた高齢者および障害者施設に入所していた人。施設のある市町村に申し込み）

※住家被害に変更があった場合は申請が必要です。

⑤会社などを解雇された人（震災により解雇になったり内定を取り消された人。ただし、7月1日以降に解雇された人は除く）

②母子・父子世帯（①の世帯のうち震災時に母子・父子世帯であった人または震災により配偶者が死亡し、母子・父子世帯となった人）

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

※すでに①で申請した人もあらためて申請が必要です。

③人的被害（死亡者の遺族や身体障害者手帳1級、

【義援金の支給額および申請に必要な書類】

対象	大崎市	義援金受付団体 および宮城県	合計	必要な書類
全壊（焼）	18万円	100万円	118万円	り災証明書
大規模半壊	9万円	75万円	84万円	
半壊	9万円	50万円	59万円	
母子・父子世帯	—	20万円	20万円	り災証明書、住民票、戸籍
死亡者	18万円	100万円	118万円	
震災孤児	—	50万円	50万円	死亡診断書、住民票除票
災害障害見舞金対象者	—	10万円	10万円	
重傷者	9万円	—	9万円	診断書
解雇または内定取り消し	5万円	—	5万円	離職票、資格喪失証明書など

災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

1. 弔慰金

震災による死亡者の遺族、行方不明者の家族に対して災害弔慰金を支給します。

弔慰金の支給対象となる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序とします。弔慰金の額は、死亡者が弔慰金を受けることができる者の生計を維持していた場合は500万円で、その他の場合は250万円です。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

2. 災害障害見舞金

震災により精神または身体に著しい障害を受けた市民に対して、障害見舞金を支給します。

障害見舞金が該当する障害程度は、身体障害者手帳1級、2級程度とし、障害見舞金の額は、当該障害者が生計を維持していた人の場合は250万円、その他の場合は125万円です。

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

被災者生活再建支援制度・支援金の支給

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 23-6012

被災者生活再建支援制度は、生活の拠点となる住家（借家、アパートなどの賃貸住宅を含む）に甚大な被害が発生したとき、その住家の世帯主に対し住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの合計額が受けられる制度です。

◆制度の対象となる世帯

①住宅が「全壊」した世帯

②住宅が半壊し、その住宅をやむを得ずすべて解体した世帯、または住宅の敷地に甚大な被害が生じたために、その敷地内の住宅をすべて解体した世帯

③災害による危険が続いて、住宅に居住できない状態が長期間継続している世帯（大崎市は該当なし）

④り災証明書により、大規模半壊と認定された世帯

◆支援金の支給額

①基礎支援金

住宅の被害の程度	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
全壊	100万円	75万円
半壊または大規模半壊によりすべて解体・敷地損壊によりすべて解体	100万円	75万円
長期避難（大崎市は該当なし）	100万円	75万円
大規模半壊	50万円	37.5万円

②住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金

住宅の再建方法	支給額	
	世帯員が複数	単身世帯
建築・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸（公営住宅以外）	50万円	37.5万円

◆申請に必要な書類

①基礎支援金：り災証明書、世帯全員の住民票、世帯主の預金通帳の写し、半壊、大規模半壊で解体した場合は、解体した状況が確認できる写真（解体前と解体中、解体後の写真を各2～3枚ずつ）

②加算支援金：再建方法に応じた契約書（見積書は不可）

◆申請期間

①基礎支援金：平成24年4月10日まで

②加算支援金：平成26年4月10日まで

◆申込

社会福祉課（市役所西庁舎2階）または各総合支所保健福祉課

